

後退時車両直後確認装置の装置認証等について

● 適用範囲

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）

● 改正概要

- 後退時車両直後確認装置のうち、バックカメラシステムは、トラックの場合、荷台を含めた架装の一部として搭載され、多様なカメラシステムから選択されるため、車両単位で認証されるカメラシステム以外の装置も存在してきた。
- バックカメラシステム等に係る協定規則（UN-R158）では、バックカメラシステムについて、車両型式単位での認証方法のみが規定され（装置型式単位の認証方法の規定なし）、メーカー純正以外のバックカメラシステムを取り付ける場合、事前の装置単位での認証がないため、一台ごとの車両に対し、新規検査において、そのシステムがUN-R158に適合することを示さなければならない。
- 認証の選択肢を拡げ、検査における手続きを簡素化し、安全なバックカメラシステム等の普及をより一層図るため、UN-R158と調和させつつカメラ及びモニターの取付範囲の指定等を新たに規定した、装置単位での認証を可能とする技術基準を設ける。
- 併せて、車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障の無い範囲（高さ2m未満【調整中】のものは100mm以下等）で車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。

架装の一部としてバックカメラが装着される

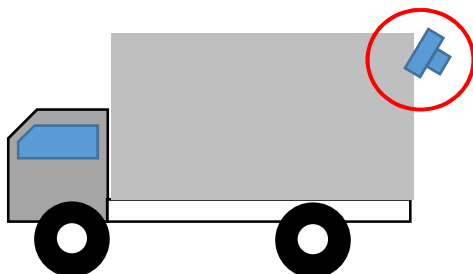


図1 後退時車両直後確認装置の例

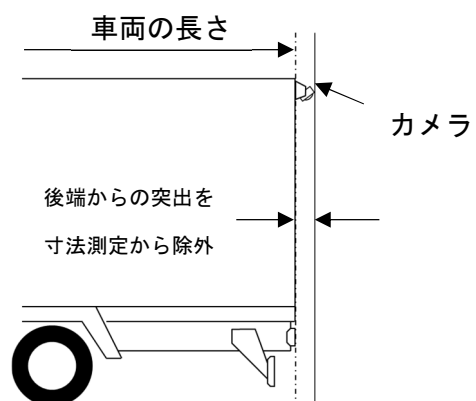


図2 車両後端で突出するカメラ

- 改正時期（予定）： 令和5年9月下旬
- 適用時期（予定）： 同上